

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項
に規定する人権に関する実態の公表

平成30年8月

高 知 県

目次

人権全般

- 1 人権尊重に向けた取組..... 1
- 2 人権啓発に関する主な取組..... 2
- 3 教育での取組..... 3

同和問題

- 1 現状..... 6
- 2 課題..... 6
- 3 相談件数・対応件数..... 6
- 4 人権侵害の事例と対応..... 7
- 5 人権尊重への主な取組..... 8

女性

- 1 現状..... 10
- 2 課題..... 10
- 3 相談件数・対応件数..... 10
- 4 人権侵害の事例と対応..... 12
- 5 人権尊重への主な取組..... 12

子ども

- 1 現状..... 14
- 2 課題..... 14
- 3 相談件数・対応件数..... 14
- 4 人権侵害の事例と対応..... 16
- 5 人権尊重への主な取組..... 17

高齢者

- 1 現状..... 21
- 2 課題..... 21
- 3 相談件数・対応件数..... 21
- 4 人権侵害の事例と対応..... 22
- 5 人権尊重への主な取組..... 22

障害者

- 1 現状..... 24
- 2 課題..... 24
- 3 相談件数・対応件数..... 24
- 4 人権侵害の事例と対応..... 26

5 人権尊重への主な取組	26
高齢者・障害者（共通）	
1 現状	29
2 課題	29
3 相談件数・対応件数	29
4 人権侵害の事例と対応	29
5 人権尊重への主な取組	29
H I V感染者等	
I エイズ患者・H I V感染者等	
1 現状	31
2 課題	31
3 相談件数・対応件数	31
4 人権侵害の事例と対応	31
5 人権尊重への主な取組	32
II ハンセン病元患者等	
1 現状	32
2 課題	32
3 相談件数・対応件数	33
4 人権侵害の事例と対応	33
5 人権尊重への主な取組	33
外国人	
1 現状	34
2 課題	34
3 相談件数・対応件数	34
4 人権侵害の事例と対応	35
5 人権尊重への主な取組	35
犯罪被害者等	
1 現状	36
2 課題	36
3 相談件数・対応件数	36
4 人権侵害の事例と対応	37
5 人権尊重への主な取組	37
インターネットによる人権侵害	
1 現状	40
2 課題	40
3 相談件数・対応件数	40

4 人権侵害の事例と対応	41
5 人権尊重への主な取組	41
災害と人権	
1 現状	44
2 課題	44
3 相談件数・対応件数	44
4 人権侵害の事例と対応	45
5 人権尊重への主な取組	45
その他の人権課題	
I 刑を終えて出所した人	
1 現状	48
2 課題	48
3 相談件数・対応件数	48
4 人権侵害の事例と対応	48
5 人権尊重への主な取組	48
II ハラスメント問題など	
1 現状	50
2 課題	50
3 相談件数・対応件数	50
4 人権侵害の事例と対応	51
5 人権尊重への主な取組	51
III 性的指向・性同一性障害	
1 現状	52
2 課題	52
3 人権尊重への主な取組	52
参考：人権に関する相談窓口など	53

人権全般

私たちの社会には、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人などの人権に関する問題が依然として存在しています。

最近では、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、セクハラやパワハラなどのハラスメント、性的少数者の人権、障害者等に対する強制不妊手術などが大きな社会問題となっています。

平成 29 年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、回答者の 31.1%の方々が「今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答しています。

学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深めていける十分な環境を整えることが必要です。

県では、真に人権が尊重される明るい社会づくりに向けて、県内の人権に関する実態や県民の人権に関する意識、意見などを把握しながら、県民の人権意識の高揚のための教育及び啓発に関する施策を総合的に推進しています。

1 人権尊重に向けた取組

高知県人権尊重の社会づくり条例

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成 10 年 4 月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

高知県人権施策基本方針

あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進や個別の人権課題ごとの推進方針などを定めた「高知県人権施策基本方針」を平成 12 年 3 月に策定しました。

また、その後の社会状況の変化に伴う人権課題に対応していくため、平成 26 年 3 月に高知県人権施策基本方針の第 1 次改定を行い、人権施策の充実に取り組んでいます。

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

県民の方々に身近に存在している人権問題に気づいていただくために、人権尊重への取組や人権侵害の事例などの実態を明らかにした「高知県の人権について」を、高知県人権課のホームページで毎年公表しています。

人権に関する県民意識調査

人権についての県民の意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえで基礎資料とすることなどを目的として、平成14年度、平成24年度、平成29年度に人権全般にわたる人権に関する県民意識調査を実施しました。

この調査は「高知県人権施策基本方針」において、5年ごとに実施していくこととしています。平成29年度の調査は、県内在住の18歳以上の3,000人を対象に実施し、その結果を人権課ホームページで公表しています。

2 人権啓発に関する主な取組

人権啓発イベント「じんけんふれあいフェスタ」の開催

開催日：平成29年12月10日（日）

会場：高知市中央公園

開催内容：人権作文コンテスト表彰式、障害者週間の集い（表彰式、盲導犬デモンストレーション、盲導犬ふれあいコーナー、ボッチャ体験コーナー）、子ども人権ミュージカル、SNSに関するディベート、アンパンマンショー、外国人とてんでこ舞によるよさこい演舞、コンサート、スタンプクイズラリー、人権相談、人権啓発パネルの展示など



人権啓発テレビの放送

ミニ番組「心呼吸しよう」を3つのテーマで制作し放送
(本放送 17:25～17:30、再放送 10:25～10:30)

人権啓発シリーズ新聞掲載

様々な人権に関するコラムを高知新聞朝刊に掲載(7回)

人権啓発研修企業リーダー育成講座の実施

ヒューマンパワー育成講座 2講座 延べ 129名
ハートフルセミナー 5講座 延べ 539名

季刊誌「こころんだより」の発行

年4回:各5,000部



講師の派遣

自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修に人権啓発センターの講師を派遣
研修回数:232回 受講者数:9,446人

人権ふれあい支援事業

民間団体が自主的に行う人権意識の向上を目的とした交流体験活動などへの助成
支援団体数:10団体 支援額(合計):1,251千円

「高知県の人権について」の公表:平成29年12月

「高知県人権施策基本方針-第1次改定版-」に基づく平成28年度の取組状況
についての公表:平成30年2月

3 教育での取組

全ての人々が人を大切に、大切にされる人権尊重の社会づくりを目指して、

教育のあらゆる場で、人権教育を推進しています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年）では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と示しています。

また、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成 20 年 3 月）では学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と述べています。

こうしたことから、人権教育を進めるにあたっては、以下の 4 点を大切にしています。

人権が大切にされる社会を目指す（目的）

人権が大切にされる社会をつくるため、学校、家庭、地域が一体となって、人権や人権問題について学習し、理解することだけではなく、自らの生活を高め、全ての人の人権が大切にされる社会をつくり、受け継いでいくための取組を展開していく行動力が求められています。

全ての人が等しく学習機会を得る（機会）

教育を受けることそのものが人権であるという観点から、全ての子どもに十分な学習機会を提供することを目的として展開される取組が必要です。

人権が大切にされた環境で学ぶ（環境）

安心して教育を受けたり、学習できる環境が整備されていない状況では、あらゆる教育活動は十分な効果を上げることはできません。子どもは、人権が大切にされた雰囲気や環境のなかで学ぶ心地よさを経験することによって、人権の大切さを実感するようになります。

人権や人権問題について学ぶ（内容）

現代社会には、基本的人権が侵害されているさまざまな人権問題があり、社会の進展とともに新たな人権問題が生み出されてきています。それらの解決のためには、それぞれの問題に固有の歴史と課題があることをふまえ、正しい理解と認識を深めることが必要です。その際、単に知識や理解を深めるのみにとどまらず、人権問題を自らの課題としてとらえ、その解決に向けた態度を育むことが大切です。

- ・人権教育主任連絡協議会 5回 参加者 306人
- ・人権が尊重された学校づくり支援事業 研修会 2回 対象者 5人
- ・人権作文コンテスト募集事業

応募学校数 146校

取組総数 9,434編

※ 法務局及び人権啓発センターと
県教育委員会との共催とし、広報
活動や啓発活動にも役立てている。



人権作文コンテスト表彰式

- ・人権教育研究推進事業（人権教育研究指定校事業：高知県立春野高等学校）
- ・人権教育指導資料（学校教育編）「Let's feel じんけん～気づきから行動へ～」の改訂
- ・高知県教育委員会人権教育担当指導主事等による、学校・PTA等への人権教育研修への支援 184回

同和問題

1 現状

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、経済的・社会的・文化的な不利益を受けてきた問題です。

同和問題に係る差別発言や落書きは減少傾向にあるものの、最近では、インターネットの普及に伴い、匿名性を悪用した掲示板などへの差別の助長につながる書き込みが発生しています。

また、「部落地名総鑑」復刻版出版事件やその内容がインターネット上で公開されるといった事案が発生していることをはじめ、現在もなお部落差別が存在することなどを受け、平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

2 課題

同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています。

3 相談件数・対応件数

平成 29 年度に県が受け付けた同和問題に関する相談は人権課で 10 件、人権啓発センターで 5 件、計 15 件ありました。一方、人権課に連絡があった差別事象の件数は 5 件でした。

受付件数

同和問題に関する差別事象の受付件数

単位：件

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発言	14	11	7	4	4
落書	4	4			
書簡			1		1
表記		2			
ネット	2	4	1		
合計	20	21	9	4	5

※書簡：葉書、封書による差別文書

表記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネット：インターネット上に設けられた電子掲示板

※平成25年度の受付件数は、公表後に追加報告があったことにより修正しています。

4 人権侵害の事例と対応

※差別事象事例

発言（平成29年度中に人権課に連絡があったもの）

- ① 学校の授業中に生徒から差別的な表現や発言があった。

対応：生徒への個別指導とともに、学校全体として人権教育・同和問題学習の推進を図っていく。

- ② 放課後の学習室において、支援員との会話の中で児童から地域を特定する発言があった。

対応：保護者と学校が協力して児童の成長を支えていくことを確認した。
また、支援員と連携した児童の見守りの継続と信頼関係の構築を図っていく。

- ③ 学校の保健室にいる生徒に、教員が教室に行くよう声をかけた際に、生徒から教員に対して差別的な発言があった。

対応：生徒の特性等に沿った指導・支援を確認し関わりを強化した。
また、人権学習の内容を再検討し、同和問題に関する学習を実施した。

- ④ 学校の授業中に席についていない生徒を教員が注意した際に、生徒から教員に対して差別的な発言があった。

対応：生徒個人や家庭背景に沿った指導・支援を継続する。
また、同和問題の確認に関するアンケートを実施し、結果を基に人権学習を行った。

新聞広告、バス・列車車内広告

強調句間に合わせ、新聞へ広告の掲載、バスや列車の車内へのポスターの掲示。

人権啓発映画放映等事業

ミニ番組作成及びテレビ放送:「差別のない世界へ～ある映画監督からのメッセージ」

映画監督 瀬瀬 あや (はなぶさ あや)

平成 29 年 12 月 10 日 (日) 放送

(再放送平成 30 年 1 月 6 日 (土))

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル: 人の世の熱と光を求めて

近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均

女性

1 現状

女性に対する人権侵害の中でも、夫（元夫含む）や同棲相手等の身近な人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence・DV）は、女性の人権を著しく侵害するものの一つで、なくすべき重要な課題です。

女性に対する暴力の背景には、「男性優遇」「女は男に従うべき」という旧来の社会通念や男女の経済的格差（「妻を養ってやっている」との思い）など、さまざまな理由が絡み合っていますが、いかなる理由でも暴力は許されるものではありません。

県では、平成 15 年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「こうち男女共同参画プラン」や「高知県DV被害者支援計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて啓発や人材育成など、さまざまな取組を行ってきました。

これらの取組の結果、平成 26 年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、過去の調査結果と比較して、県民のDVに対する意識の高まりが見られましたが、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）やこうち男女共同参画センター「ソーレ」には、依然多くのDVに関する相談が寄せられています。

2 課題

これらの暴力の被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、男女差別意識や性別役割分担意識、男女間の経済格差等のさまざまな要因により長年解決されず、今日に至っています。

3 相談件数・対応件数

女性相談支援センターやこうち男女共同参画センターに寄せられる相談及び一時保護においてDV関係が最も高い割合となっています。

（1）女性の悩みごと等の相談

女性相談支援センター及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」では、女性から寄せられるさまざまな悩みごとや相談に対応しています。

女性の悩みごと等の相談件数

単位：件

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
女性相談支援センター	相談件数	1,289	1,216	1,209	1,189	1,123
	うちDV関係	419	389	411	419	404
	割合	32.5%	32.0%	34.0%	35.2%	36.0%
こうち男女共同 参画センター 「ソーレ」	相談件数	1,688	1,646	2,351	1,763	1,733
	うちDV関係	80	66	70	50	106
	割合	4.7%	4.0%	3.0%	2.8%	6.1%
合 計	相談件数	2,977	2,862	3,560	2,952	2,856
	うちDV関係	499	455	481	469	510
	割合	16.8%	15.9%	13.5%	15.9%	17.9%

※国への実績報告のため、女性相談支援センターは実人数でカウントしています
 ※ソーレは実際に対応した件数が分かるよう、のべ件数でカウントしています

(2) DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

女性相談支援センターでは、DVや経済的な困窮等の理由により、行き場のない女性を緊急に保護したり、自立に向けた支援等を行っています。

保護・支援実績

単位：人

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
県の一時保護所	保護人数	68	95	73	81	93
	うちDV関係	54	61	61	56	74
	割合	79.4%	64.2%	83.6%	69.1%	79.6%
県の自立支援施設	入所人数	3	1	3	9	7
	うちDV関係	3	0	0	5	3
	割合	100.0%	0.0%	0.0%	55.6%	42.9%

※ 人数には要保護女性の同伴児者を含む

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・酒を飲むと、何でもないときに殴る蹴るの暴力を振るわれる。
- ・夫が生活費を入れてくれず、そのことを話すと、物を投げたり、壁を壊したり、引きずりまわされたりする。
- ・夫から「親姉妹や友人等との関係を絶って、つきあうな」などと強要され、携帯電話を毎日チェックされる。
- ・内縁の夫から、仕事やPTAの関係で男性と話をしたり飲み会にいったというだけで仕事やPTAを辞めろと命令される。

対応

- ・電話や来所での相談を受け、相談者の立場に立って一緒に問題の解決に取り組んだ。
- ・問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報を提供し、適切な助言を行った。
- ・DV被害者等、危険性のあるケースでは「保護命令」について説明し、保護命令申立に当たっては手続きの支援を行った。
- ・安全な場所への避難を勧め、一時保護の必要なケースは保護を行った。

5 人権尊重への主な取組

県民のDVに対する意識を高めるための啓発活動のほか、DV被害者の早期発見・早期対応に向けた相談窓口の周知等にも取り組んでいます。

(1) 女性の人権やDV問題に関する県民への啓発

講演会

- ・男女共同参画推進月間講演会（ソーレ主催）

日 時：平成 29 年 6 月 11 日（日）13：30～15：30

場 所：こうち男女共同参画センター

テーマ：「男が働かない、いいじゃないか！」

講 師：田中 俊之氏 大正大学心理社会学部准教授

参加者：216 人



・DV防止啓発講演会

(高知地方法務局、高知県人権擁護委員連合会、高知県女性保護対策協議会との共催)

日 時：平成 29 年 11 月 18 日 (土) 13:30～15:30

場 所：こうち男女共同参画センター

テーマ：「漂流する少女たち

～私たちにできること～」

講 師：橘 ジュン

NPO 法人 BOND プロジェクト代表

参加者：129 人



DV防止啓発講演会の様子

市町村・地域での研修等への講師派遣

- ・ソーレサポーター講師派遣 25 件 (33 回)
- ・ソーレ職員派遣 9 件 (9 回)
- ・県外講師派遣 4 件 (4 回)

その他 広く県民を対象とした啓発

- ・女性団体等への助成事業 ソーレえいど事業 (4 団体)
- ・ソーレ情報誌 (4 回)、ソーレメルマガ(12 回)、啓発パネル貸出 (24 件)、啓発紙「女性の働き方」改訂
- ・県内 9 クラブの国際ソロプチミストや女性保護対策協議会等の民間女性支援団体と連携した啓発・広報活動 (啓発物の作成・配布等)
- ・県広報媒体 (広報紙・ラジオ等) を活用した広報の実施
- ・公共交通機関 (路線バス) 車内及びバス待合所へのポスター掲示 (バス 40 台及び待合所 2 か所、2 週間)

(2) DV被害者支援関係団体との連携強化

- ・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会の開催
- ・全 5 ブロックでのDV関係機関連絡会議の開催

(3) 人権啓発シリーズ新聞掲載事業

- ・タイトル：もうセクハラなくそうよ

アトリエエム (株) 代表 産業カウンセラー 三木啓子

子ども

1 現状

子どもは、その成長や発達段階に応じた適切な教育や援助が受けられるとともに、人格をもった一人の人間として尊重されることが必要です。

2 課題

しかしながら、少子化や核家族の進行、家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰など、さまざまな問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

3 相談件数・対応件数

(1) 児童虐待相談件数の概要

平成 29 年度の児童虐待受付件数は、平成 28 年度に比べると 417 件から 453 件に、また、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数についても 291 件から 326 件と増加しています。

児童相談所における児童虐待相談件数及びその内訳

単位：件

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
受付件数	288	383	515	417	453
対応件数	181	235	379	291	326
全国の対応件数	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778

※ 対応件数は、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数

※ 平成 25 年 10 月から虐待と認定した子どもの「きょうだい」についても虐待と認定している

※ 全国の対応件数は速報値 (H30.8.30)

対応件数 326 件の虐待種別については、「心理的虐待」が 184 件 (56.4%) で最も多く、次いで「保護の怠慢等」が 82 件 (25.2%)、「身体的虐待」が 55 件 (16.9%) でした。

また、主たる虐待者は、「両親」が 122 件 (37.4%) で最も多く、次いで「実父」が 92 件 (28.2%)、「実母」が 88 件 (27.0%) でした。

平成 29 年度 対応件数の内訳

項 目		件数	割合	項 目		件数	割合
虐待種別	身体的虐待	55	16.9%	被虐待児の年齢構成	0～3歳未満	80	24.5%
	保護の怠慢等	82	25.2%		3歳～学齢前	71	21.8%
	心理的虐待	184	56.4%		小学生	113	34.7%
	性的虐待	5	1.5%		中学生	38	11.6%
					高校生	24	7.4%
主たる虐待者	実母	88	27.0%	相談経路	学校等	23	7.1%
	実母以外の母親	0	0%		市町村機関	42	12.9%
	実父	92	28.2%		家族・親族	19	5.8%
	実父以外の父親	6	1.9%		警察等	117	35.9%
	両親	122	37.4%		近隣・知人	49	15.0%
	その他	18	5.5%		その他	76	23.3%

(2) 県内の公立学校におけるいじめの認知件数(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査<文部科学省>)

県内の公立学校における平成 29 年度のいじめの認知件数は 2,042 件で、平成 28 年度と比べて 726 件増加しました。

県内の公立学校におけるいじめの認知件数

単位：件

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
小学校	181	220	775	714	1,266
中学校	288	284	392	332	469
高等学校	32	161	144	267	268
特別支援学校	9	3	4	3	39
計	510	668	1,315	1,316	2,042

4 人権侵害の事例と対応

いじめの事例

学校におけるいじめの認知件数は大きく増加しており、いじめを積極的に認知し、早期に解決するための取組が進んでいます。そのため、認知されているいじめの多くは、「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といった比較的早期に発見され、解決に至ったものですが、「ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする」、「金品をたかられる」等、重大な被害を受けている事例もあります。また、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」といったインターネット上のいじめも増加しています。

いじめの問題に対しては、被害を受けた子どもの心情に寄り添いながら、いじめの早期発見、早期解決に努めるとともに、いじめを未然に防止する取組を推進することが重要です。

- (ア) 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- (エ) ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- (オ) 金品をたかられる。
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (ク) パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- (ケ) その他

(文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査における「いじめの態様」の分類)

児童虐待とは

本来、子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者等が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為を言います。児童虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っている行為でも、子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親等の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

a 身体的虐待

保護者が子どもに、殴る、蹴る、熱湯をかける、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、首を絞める、やけどをさせる、異物を飲み込ませ

せるなどの暴行をすることを指します。子どもは、打撲や骨折、外傷火傷、切り傷などを負い、死に至ることもあります。

b ネグレクト（保護の怠慢等）

保護者が子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、学校に行かせない、無視して子どもの情緒的な欲求に応えない、遺棄するなどを指し、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置する、なども入ります。安全や健康への配慮が著しく欠けたために、子どもが死に至るケースもあります。病気なのに病院に連れていけない、医療ネグレクトも存在します。

c 心理的虐待

大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだいを差別する、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃するなどを指します。

d 性的虐待

子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆、子どもに性器や性交を見せる、などがあげられます。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気づかないとなかなか顕在化しません。暴力や脅しで口止めされているケースも少なくありませんし、開始年齢が早いと子どもは性的虐待だと理解できないこともあります。

5 人権尊重への主な取組

児童虐待防止に向けて、児童相談所や市町村の児童家庭相談体制を強化するための取組や意識の醸成を図るための啓発などを行うとともに、平成 28 年 3 月に改定した高知県人権教育推進プランに基づき、人権が尊重された学校づくりへの支援、教職員や市町村担当者への研修等を実施しました。

また、いじめ問題の解決に向けて、人権尊重の意識が確立されるよう学校での教育や保護者等への啓発、教育相談の充実等の取組を実施しました。

児童相談所の組織・運営体制の強化

- ・児童相談所機能強化アドバイザーの招へい 20 回
- ・児童虐待対応専門家（弁護士）の委嘱 1 人 など

市町村の児童家庭相談体制の強化や要保護児童対策地域協議会の活動強化

- ・市町村職員研修
（基礎研修 2 回、中堅研修 2 回、管理職研修 2 回、フォローアップ研修

- 1 回、調整機関課長・係長会東ブロック 2 回・西ブロック 2 回)
・子どもの虐待防止推進セミナー 1 回 など

児童虐待予防等の取組

- ・虐待防止の意識醸成等を図るため官民協働によるオレンジリボン運動の実施（児童虐待防止月間：11 月）
講演会：四万十市 10 月 14 日（土） 121 人参加
ウオーク：10 月 28 日（土） 70 人参加
- ・「高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会（H27.1.14 設置）」1 回実施
- ・「高知県児童死亡事例検証委員会（H28.1.8 設置）」1 回実施

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ・夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 推進校 2 小学校、1 中学校
- ・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 推進校 4 中学校区
- ・魅力ある学校づくり推進プロジェクト 推進校 1 中学校区

スクールカウンセラー等活用事業

すべての小・中・高・特別支援学校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

31 市町村・学校組合、県立学校 15 校に配置

生徒指導推進事業

- ・生徒指導スーパーバイザー 高知市に 6 名配置

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「隣る人」なれますか？

ドキュメンタリー映像制作・ミステリー評論家 稲塚 由美子

大型映画館でのスポットCM

テーマ：児童虐待

放映期間：11 月 4 日～12 月 1 日

放映回数：延べ 1,372 回

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

- ・冠協賛試合（高知ファイティングドッグス v s 香川オーリーブガイナース）

開催日：平成 29 年 9 月 10 日（日）

内 容：グラウンドで人権イメージキャラクターと一緒に人権啓発横断幕を掲げPR、場内アナウンスによる人権啓発、人権啓発物品の配布等

来場者数：402 人



- ・人権サッカー教室

開催日：平成 29 年 8 月～平成 30 年 2 月（5 回開催）

参加者：364 人

内 容：サッカー教室、高知ユナイテッドS C 選手による人権スピーチ、人権〇×クイズ



・人権野球教室

開催日：平成 29 年 7 月～平成 29 年 11 月（2 回開催）

参加者：214 人

内 容：野球教室、高知ファイティングドッグス選手による
人権スピーチ、人権〇×クイズ



高齢者

1 現状

我が国は現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる高齢化が進行しています。平成 30 年 4 月 1 日現在の人口推計における本県の 65 歳以上の高齢人口は、約 244 千人で、県人口の 34%を占め、県民の 2.9 人に 1 人が 65 歳以上という高齢社会を迎えています。

県では、平成 30 年 3 月に「高知県高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業支援計画」を策定し、高齢者の権利擁護に向けた取組等も推進しています。

2 課題

認知症高齢者らが経済的な被害を受けたり、高齢者施設で深刻な高齢者虐待の事案が複数報道される等、高齢者を取り巻く社会には、解決しなければならない多くの課題が残されています。

3 相談件数・対応件数

高齢者に関する相談件数

- (1) 高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談件数は、平成 29 年度は 519 件あり、そのうち、人権に関する相談は、7 件となっています。

高齢者に関する相談件数

単位：件

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
総 数	1,081	972	1,031	769	519
うち人権相談	7	13	9	6	7

- (2) 平成 29 年度に県立消費生活センターに寄せられた相談は 3,110 件でした。
そのうち 60 歳以上から寄せられた相談は 1,281 件で、全体の 41.2%を占めています。

消費生活相談件数

	20 歳 未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	団体 ・不明	合計
件数 (件)	63	187	238	386	488	700	581	467	3,110
構成比 (%)	2.0	6.0	7.7	12.4	15.7	22.5	18.7	15.0	

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ① 家族（夫）から身体的・心理的虐待を受けている。
- ② 認知症初期の高齢者が電話回線の転用手続きを記した F A X を受け取り、手続きをしてしまった。別居の家族が必要ない契約と断っていたが、一方的に両親宅へ F A X を送信してきた。

対応

- ① 相談者、相談内容に応じ地域包括支援センターへのつなぎや助言、関係機関の紹介などを行った。
- ② 業者からの電話には、「契約しない」との意思を伝えるよう助言し、今後このようなトラブルを避けるため、留守番電話の利用等を助言した。

5 人権尊重への主な取組

- (1) 「権利擁護」「人権」をキーワードに、組織をマネジメントする管理的立場の方を対象として、不適切なケアを防止するための取組を考える研修を実施しました。

また、地域包括支援センターの職員を対象とした、権利擁護の取組を推進するための研修も実施しました。

高齢者虐待防止研修会（2回）

テーマ：虐待認知症ケアとストレスマネジメント

日 時：平成 29 年 8 月 24 日（高知市）

平成 30 年 2 月 19 日（四万十市）

参加者：263 人（高知市 225 人、四万十市 38 人）

市町村・地域包括支援センター職員等研修会（1回）

テーマ：高齢者施設等での虐待対応における市町村・地域包括支援センターの役割

日時：平成29年8月23日

参加者：50人

- (2) 多様化する悪質商法等による消費者トラブルに陥らないよう、最近の事例を交えた情報提供と正しい知識や対処法の習得、被害の未然防止を目的に、出前講座やラジオ、情報誌等による情報提供を実施しました。

消費生活出前講座

高齢者・高齢者周辺者消費生活出前講座	12回開催	参加者：447人
集落活動センター出前講座	2回開催	参加者：65人

情報提供

ラジオ広報「高知県からのお知らせ」	19回
情報誌「くらしネット」	4回
地域見守り情報	16回
高知新聞「暮らしの護身術」	36回
悪質商法撃退カレンダー	5,000部
(地域包括支援センターを通じて高齢者へ配布)	

- (3) 人権啓発研修ハートフルセミナー

「母親を介護して思うこと～高齢者の人権～」

講師：綾戸 智恵

平成30年1月26日（金）

参加者188人

障害者

1 現状

県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成9年）の制定や、ノーマライゼーションを基本理念とする「高知県障害者計画」（平成16年、平成25年新計画）を策定し、「障害福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などとあわせて、障害のある人が、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

国においても、「障害者権利条約」の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の改正など、施策の見直しも進められていますが、障害のある人やその家族が、周りの人たちの障害に対する理解が十分でないことなどによる社会的障壁は、完全になくなっていない状況です。

2 課題

障害者差別解消法（平成28年4月施行）の施行後も、身体障害者補助犬の受け入れ拒否や車いす利用者に対する合理的配慮の提供ができていない事例などが発生しています。

法の趣旨や適切な対応方法などの周知や啓発に取り組むとともに、障害者の権利擁護として幅広く対応していく必要があります。

3 相談件数・対応件数

（1）障害者差別解消法に関する相談件数

単位：件

	28年度	29年度
不当な差別的取扱い	1	4
合理的配慮の不提供	2	15
環境の整備	1	0

※県・市町村集計

（2）高知県高齢者・障害者権利擁護センター

高知県高齢者・障害者権利擁護センターは、障害のある人やご家族等が抱えている人権や財産などの問題に、専門の相談員が、電話や面接により

相談に応じます（相談料は無料・委託先：（社福）高知県社会福祉協議会）。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）

8:30～17:15

また、使用者による障害者虐待についての通報・届出の受理や市町村等からの要請に基づき、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チーム（高知県弁護士会、高知県社会福祉士会が設置）の派遣調整等も行います。

高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談件数

（平成 28 年度までは障害者 110 番）

単位：件

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
総数	2,012	3,380	2,843	701	45
うち人権・法律相談	41	21	30	39	16

※平成 27 年度までは延べ人数でしたが、平成 28 年度からは、実人数でカウントしています。

（3）障害者虐待に関する相談・届出

障害者虐待防止法は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります

障害者の虐待は、

- ・特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。
- ・虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- ・虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

平成 29 年度 障害者虐待に関する相談・届出（高知県障害者権利擁護センター）

単位：件

	養護者による虐待		施設従事者による虐待		使用者による虐待		合計	
	受付	認定	受付	認定	受付	認定	受付	認定
身体障害	2		3		2	1	7	1
知的障害	3		7	2	6	2	16	4
精神障害					20	4	20	4
発達障害					4	1	4	1
その他・不明			2		3		5	
合計	5		12	2	35	8	52	10

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・ 障害者の貯金等の金銭管理に関する親族とのトラブル
- ・ 就労している障害者に対する上司の暴言
- ・ 障害がある方に対する嫌がらせや偏見 など

対応

- ・ 虐待が疑われると思われるものは、対応窓口（市町村または労働局）への通報、または県としての権限を行使（施設等への立ち入り検査等）
- ・ 匿名での相談等については、対応できる窓口や相談方法を助言

5 人権尊重への主な取組

障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」の実現を目指して研修やイベント開催による啓発を実施しました。

研修

- ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修(市町村職員・施設従事者対象) 1 回
 行政職員対象：平成 29 年 11 月 13 日（月） 受講者：18 人
 施設従事者対象：平成 29 年 11 月 16 日（木）
 平成 29 年 12 月 11 日（月） 受講者：147 人

啓発関係

- ・ 自閉症啓発デー（平成 29 年 5 月 15 日（月）参加者数：137 人
 講演会開催「せっかちな世界にいない彼らから僕が学んだこと」
- ・ 障害者週間の集い（平成 29 年 12 月 10 日（日））参加者数：6,839 人

障害者週間の集い

(第21回じんけんふれあいフェスタ内に開催!!)

- 日時: 2017年12月10日(日) 9:30~15:30
- 場所: 高知市中央公園(高知市帯屋町1-11)
- イベント内容
 - ★盲導犬ふれあいコーナー
普段お仕事の盲導犬にほふれることはできませんが、特別にハートフルなふれあいの時間です。
 - ★盲導犬との体験歩行(各都先着5名まで)
アイマスクをして盲導犬と一緒に多くて目の見え
ない人、見えにくい人への理解を深めましょう。

入場無料
(先着5名まで)

タイムスケジュール

- 10:40 心の輪を広げる体験作文
障害者週間のホスター
「障害者週間の集い」知事表彰
- 11:10 盲導犬デモンストレーション
- 11:30 盲導犬との体験歩行(第1部)
定員:先着5名まで
- 14:00 盲導犬との体験歩行(第2部)
定員:先着5名まで
- 15:30 「障害者週間の集い」終了

主催
高知県

お問い合わせ先
〒780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号
高知県地域福祉部 障害保健福祉課
TEL 088-823-9663



・障害者作品展の開催(平成29年11月25日(土)・26日(日))

出品団体: 33 団体

※ 販売出品: 5,480 点、作品展示: 185 点、

パネル展示: 18 点

・障害者美術展(スピリットアート)(平成29年10月6日(金)~15日(日))

	絵画	工芸	写真	書道	立体作品等	計
応募作品	505	196	57	292	105	1,155
展示作品数	104	57		55	24	253

入場者数: 5,530 人

第21回 高知県障害者美術展

スピリットアート

絵画 工芸 写真 書道 立体作品等

書道 空 空
高知市立美術館蔵

絵画 空の心
高知市立美術館蔵

絵画 空の心
高知市立美術館蔵

絵画 空の心
高知市立美術館蔵

会期 2017.10/6(金)~15(日) 午前9時~午後5時(初日のみ午前9時30分~)

会場 高知県立美術館(1階第4展示室) 入場無料

主催/高知県障害者美術展実行委員会・高知県
共催/高知県福祉・文化・高知放送
協賛/高知新聞・高知放送
お問い合わせ先/高知市立美術館 TEL 088-825-6231 FAX 088-825-6232
高知市立美術館 TEL 088-825-6231 FAX 088-825-6232

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：バリアフリーという考え方

(株)ミライロ社長 垣内 俊哉

人権啓発映画放映等事業

ミニ番組作成及びテレビ放送

タイトル：「子どもたちの高次脳機能障害～一人の人として認める社会～」

帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 教授 中島 啓子

平成29年8月27日(日)放送 (再放送平成29年9月2日(土))

高齢者・障害者（共通）

1 現状

地域において生活している高齢者や障害者の中には、認知症や障害等の状況によって判断が十分にできないという方がいます。

2 課題

判断が十分にできない方の中には、日常生活に必要なサービス等を受けられないほか、詐欺まがいの手口で不必要なものを購入させられたりする経済的被害や、家族や親族に年金を使われたり、借入をさせられる等の経済的な虐待を受けている方がいることから、何らかの対応が必要です。

3 相談件数・対応件数

「日常生活自立支援事業」における対応件数等は、下記5のとおりです。

4 人権侵害の事例と対応

- ・ 不必要な高額商品を買わされるなど、詐欺あるいは詐欺まがいの手口で経済的な損失を被る。
- ・ 家族に金銭管理を頼んでいたが、実際は使い込まれており、生活に必要な支払が滞るなど、家族・親族からの経済的な虐待を受ける。

5 人権尊重への主な取組

認知症や障害等によって判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるように福祉サービスの利用援助等の生活支援を実施しました。

過去5年間では、平成25年度をピークとして利用者が減少傾向にありますが、平成29年度の契約締結数は平成28年度より31人増加し、毎年600人を超える方が利用しています。

日常生活自立支援事業 利用者数

単位：人

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
認知症高齢者	245	238	226	228	232
知的障害者	264	244	237	214	222
精神障害者	123	117	126	127	139
その他	20	18	31	43	50
合 計	652	617	620	612	643

日常生活自立支援事業 契約締結数

単位：人

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
認知症高齢者	57	57	43	53	69
知的障害者	13	20	14	24	27
精神障害者	19	17	21	23	29
その他	6	3	14	9	15
合 計	95	97	92	109	140

- ・（社福）高知県社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」を実施（市町村社協へ委託し、本人、県社協、市町村社協で3者契約）

※日常生活自立支援事業は、高齢や障害などの事情によって地域で生活する判断能力が不十分な方の生活支援のための事業。生活支援員等の地域住民と連携しながら、本人の生活に関わる相談支援を行い、併せて福祉サービス利用料や日常的なお金の管理といった「生活に関わるお金の心配事」にも踏み込んで、一体的に支援を行う事業。（社会福祉法第2条3項12号）

- ・個別支援のための関係機関との連携体制構築を支援する専門員を県社会福祉協議会に配置

H I V感染者等

I エイズ患者・H I V感染者等

1 現状

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

そのため、国や県ではエイズに関するさまざまな情報の提供や取組を行い、社会のエイズに対する理解は一定進んできました。

2 課題

さまざまな情報の提供や取組を行ってはいますが、いまなお誤った認識や偏見が存在しています。

3 相談件数・対応件数

(1) 相談件数・対応件数

県内5つの福祉保健所及び高知市保健所では、H I Vに関する相談を行っており、平成26年度までは100件を超える相談が寄せられていましたが、平成29年度は48件でした。

H I V相談件数

単位：件

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
H I V相談件数	137	116	78	56	48

(2) 主な相談内容

- ・感染経路について
- ・感染の予防について
- ・感染者はどのような人が多いか

4 人権侵害の事例と対応

平成29年度は、把握する事例なし。

5 人権尊重への主な取組

高知県感染症対策協議会エイズ・性感染症対策本部会や市町村、関係機関との連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を実施しました。

「HIV検査普及週間（6月1日～6月7日）」

HIV時間外検査・相談の実施：2件（うち相談1件）

「世界エイズデー（12月1日）」にあわせた啓発活動

キャンペーン、イベント：3か所

HIV検査・相談件数：10件（うち相談6件）

「結核予防週間（9月24日～9月30日）」にあわせた啓発活動

街頭啓発・各種集会（パネル掲示、啓発物の配布、健康相談等）

「じんけんふれあいフェスタ」での啓発活動

開催日：平成29年12月10日（日）

場 所：高知市中央公園

内 容：パネル展示、啓発資材の配布

II ハンセン病元患者等

1 現状

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、国の強制隔離政策などにより、「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、偏見、差別が助長されてきました。

平成13年には強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されてからは、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

2 課題

現在もハンセン病に対して、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

3 相談件数・対応件数

平成 29 年度は、相談なし。

4 人権侵害の事例と対応

平成 29 年度は、把握する事例なし。

5 人権尊重への主な取組

ハンセン病元患者等への支援と、ハンセン病に関する正しい知識を身につける教育啓発を実施しました。

ハンセン病を正しく理解するフォーラム

実施日：平成 29 年 6 月 28 日（水）
場所：高知市文化プラザかるぽーと
参加人数：343 人

中高生等による療養所訪問

国立療養所大島青松園（香川県）：平成 29 年 7 月 26 日（水）
訪問人数：37 人（6 校：33 人（中学生 3 人、高校生 22 人、引率教員等 8 人）、県担当課等同行者 4 人）

ボランティアグループによる療養所訪問（よさこい踊り等の披露）

国立療養所長島愛生園（岡山県）：平成 29 年 11 月 9 日（木）
参加人数：25 人（県担当課同行者 2 人を含む）

「じんけんふれあいフェスタ」での啓発冊子の配布

実施日：平成 29 年 12 月 10 日（日）
場 所：高知市中央公園

外国人

1 現状

平成 29 年 12 月 31 日現在、県内の国籍・地域別外国人住民数は、4,332 人となっています。

中国が 1,280 人と最も多く、フィリピン 681 人、ベトナム人 636 人、韓国・朝鮮 556 人と続いています。平成 29 年は前年（平成 28 年 3,997 人）に比べ 335 人、8.4%の増加となっています。

※出典：法務省 在留外国人統計

2 課題

言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重する、多文化共生社会を実現するうえで、継続して異文化理解推進に取り組むことが必要となっています。

3 相談件数・対応件数

相談件数

人権・生活相談件数については、平成 28 年度に比べると 29 件から 39 件と増加しています。

相談内容としては、在留資格に関するものが 5 件、日本語教育に関するものが 22 件、仕事に関するものが 4 件、その他、役所の手続き、外国人コミュニティの情報、ボランティア希望、住居、家庭の問題などに関するものとなっています。

人権・生活相談受付件数

単位：件

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
暴力・離婚	1				
在留資格			2	2	5
住居					1
その他	2	1	9	27	33
合 計	3	1	11	29	39

※ 主催：(公財)高知県国際交流協会

4 人権侵害の事例と対応

平成 29 年度は、把握する事例なし。

5 人権尊重への主な取組

国際理解教育の推進による差別意識の解消への取り組み

- ・異文化理解(出前)講座
異文化理解講座 4 回
参加者合計：136 人
異文化理解出前講座 5 回
参加者合計：538 人
- ・親子で学ぶ国際理解講座 2 回
参加者 52 人



異文化理解講座（韓国）

日本語教育の推進による日常生活の不安解消の取り組み

- ・日本語講座初級 I・II・III、漢字読み書きクラス 参加者 47 人
- ・昼間の日本語講座開催 参加者 16 人
- ・日本語ボランティア講師養成講座 参加者 57 人
(日本語ボランティア研修を含む)

人権侵害による被害の救済等への対応

- ・生活相談窓口の設置

開催場所：(公財) 高知県国際交流協会 高知市本町 4-1-37

TEL(088)875-0022 FAX(088)875-4929

外国語人権相談ダイヤル（法務省）

TEL0570-090911（平日 9:00～17:00）

対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、
ベトナム語

犯罪被害者等

1 現状

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる問題（二次被害）にも苦しめられます。

また、心身の回復や裁判等のために仕事を継続することが困難な場合もあります。

現在、県内では高知県警察本部に「被害者支援室」を設置するとともに、「犯罪被害者ホットライン」による相談対応も行っています。

また、ボランティアを核とした民間の支援団体である認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターでも相談対応や講演・広報啓発活動などを行っています。

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害者とその家族、遺族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活を取り戻せるよう支援していくことが必要となっています。

2 課題

多くの犯罪被害者とその家族は、直接的な被害に加え被害後に生じる2次被害からの回復のため、長期にわたる適切な支援が必要ですが、犯罪被害者等は社会の例外的な存在であって、自分たちとは関係ないという誤った認識や、犯罪被害者等は特別に公的に守られ、尊重され、加害者からの弁済に加えて十分な支援が受けられることで容易に被害から回復できているという誤解による無理解があります。

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で必要な時にいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられる切れ目のない支援体制づくりに向けた取組が必要です。

3 相談件数・対応件数

平成29年度のこうち被害者支援センターの相談及び支援件数については、675件から720件と増加しました。

相談及び支援件数

単位：件

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
電話・面談相談件数	272	267	360	411	469
直接支援件数	410	123	133	264	251
合計	682	390	493	675	720

※ 直接的支援：病院・裁判所等への付き添い、生活支援、自宅訪問等

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・ 事情を分かっていない者が、全国ニュースのインタビューでさも真実であるかのように、ありもしないことを述べ遺族がさらに苦しめられた。
- ・ 家族が犯罪被害に遭ったことで、職場で噂となり中傷に苦しむ日々が続き、転職せざる得なくなった。

対応

- ・ こうち被害者支援センターや県警の「犯罪被害者ホットライン」等の相談窓口の紹介

5 人権尊重への主な取組

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施しました。

(1) 犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進

広報媒体での啓発実施

- ラジオ広報：年2回
- 広報誌による情報提供：年1回
- 「安全安心まちづくりひろば」における啓発活動の支援
(平成29年11月5日(日) イオンモール高知)

関係機関が実施する啓発への支援

- 「犯罪被害者週間」における街頭啓発パレード(こうち被害者支援センター主催)への参加
平成29年12月1日(金) 帯屋町アーケード

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

県警の被害者支援室等では、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を中学校9校、高校5校で開催しました。参加した生徒からは、「人とのつながりをもっと大事にしていきたいと思った」「自分の命も周りの命も大切にしていきたいと思った」などの感想が寄せられ、中高生の規範意識の向上や他者を思いやる気持ちの醸成につながった。

自転車交通安全教室の開催

県警等では、スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室を中学校3校、高校4校で開催し、事故の衝突の恐ろしさを実感させ、交通ルールを守ることを呼びかけるとともに、被害者支援室員が交通事故被害者遺族の手記を紹介し、子どもを亡くした親の思い、命の大切さなどについての理解を深め、被害者への配慮や協力していく意識の醸成を図った。

犯罪被害の実態や現状に関する講義の実施

県警の被害者支援室職員が、高知大学医学部及び高知県立大学看護学部において「犯罪被害について知っておいてほしいこと～性被害の実態とその支援」と題して講義を行い、性犯罪被害を中心にその実態や現状を知ることにより、犯罪被害者等の思いや立場を理解し、「社会全体で被害者を支える」という意識を醸成するとともに、自らも犯罪に巻き込まれないための「心構え」を促した。

こうち被害支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の共催による講座の開催

テーマ：「性暴力被害の実態の支援～SACHIKOの現場から～」

講師：加藤 治子氏

性暴力救援センター・大阪

SACHIKO 代表

阪南中央病院産婦人科医

参加者：75人

(2) 犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

関係機関との情報共有・支援

- ・ 犯罪被害者支援関係機関連絡協議会
(6月27日(火)、9月26日(火)、1月30日(火))
- ・ 犯罪被害者支援連絡協力会定例会(1月22日(月))
- ・ 性暴力被害者支援連絡会
(5月22日(月)、7月20日(水)、9月13日(水))
- ・ 東部地区(安芸市)及び西部地区(四万十市)における出張法律相談の会場提供(共催 年12回)

性暴力被害者支援補助事業

- ・ 性暴力の被害に遭われた方の経済的負担軽減のため、被害者支援センターが行う被害に伴う産婦人科医療に係る費用の助成事業に対する補助を行った。

インターネットによる人権侵害

1 現状

インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が後を絶ちません。

また、全国的にソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service・SNS）における「なりすまし」や「ソーシャルメディアハラスメント」（SNSなどを通じて行われる嫌がらせ）等の行為も問題になっています。

最近では、恋人と別れた後、付き合っていた時に撮影した元恋人の裸の画像等をインターネット上でばらまく「リベンジポルノ」や、SNS等を使った誹謗中傷・いじめ、メール等によるストーカー行為など、新しいタイプの人権侵害が増加しています。

2 課題

インターネットによる人権侵害の特徴としては、加害の容易性、匿名性、被害の急速・拡大化、被害の回復の困難性があり、対応が困難で時間がかかります。

また、リベンジポルノのように、一旦インターネット上に画像や情報が載ってしまうと、完全に情報を削除することは不可能で、人権侵害の被害が長期に及ぶ等、影響は甚大です。

3 相談件数・対応件数

- (1) 高知地方法務局が平成29年に取り扱ったインターネット上の人権侵害情報に係る人権相談件数は27件で、平成28年に比べると21件減少しています。また、人権侵害事件数は11件と、平成28年と同数でした。

インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談（1～12月：高知地方法務局）

単位：件

	25年	26年	27年	28年	29年
相談件数	25	39	24	48	27

※28年度の相談については、公表後に件数の修正がありました。

インターネットを利用した人権侵犯事件（1～12月：高知地方事務局）

単位：件

	25年	26年	27年	28年	29年
人権侵犯事件数	4	16	8	11	11

(2) 子どもたちのインターネットの利用率が高まっていることを反映し、県内の公立学校におけるいじめの認知件数のうち、携帯電話等での誹謗中傷は増加傾向にあります。

県内の公立学校におけるいじめの認知件数のうち、携帯電話等での誹謗中傷

単位：件

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認知件数	42	40	69	54	112

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・インターネット上でのプライバシーの侵害に関する書き込み
- ・インターネット上での名誉棄損

対応

- ・電話や来所での相談を受け、相談者の立場に立って一緒に問題の解決を図っていく。

5 人権尊重への主な取組

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、起こった場合の対応等についての周知を行いました。

(1) 教育

子どもたちをネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないために、学校での情報モラル教育の推進と、保護者等への啓発活動の両面で取組を実施しました。

ネット問題啓発資料づくり事業

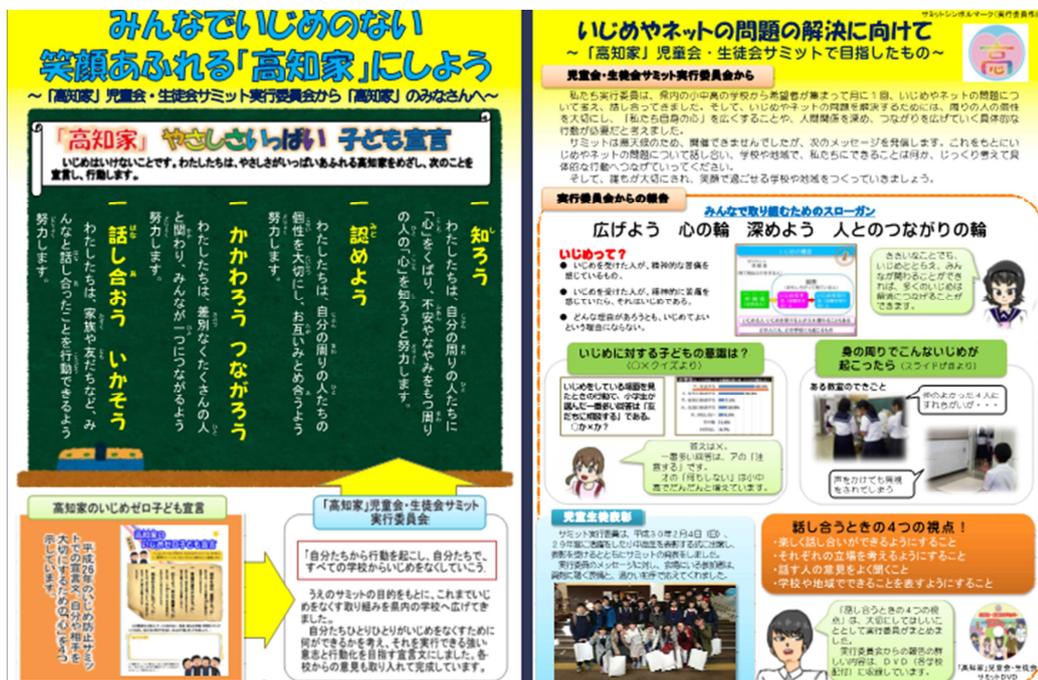
- ・県警察本部（少年サポートセンター）、CyKUT（高知工科大学学生ボランティア）、県教育委員会（人権教育課）が連携して「ネットに関する教材作成委員会」を発足し、教材の検討を行って、授業用資料を作成（3教材）

学校ネットパトロール（業者委託）

- ・学校非公式サイトやSNS等の定期検索（中学校・高等学校：年6回、小学校・特別支援学校：年3回）
- ・緊急性の高い事案については、市町村教育委員会や学校に情報提供し、対応を依頼するとともに、24時間継続監視

いじめ防止対策等総合推進事業

- ・「高知家」児童会・生徒会サミット（悪天候のため中止）
 - 対象者：県内小中・義務教育学校・県立学校の児童生徒の代表者
- ・各学校のいじめやネットの問題の取組を集約し、ホームページ上に掲載
- ・活動や宣言を取りまとめたリーフレットを児童生徒に配付



研修

- ・学校及びPTAへの人権教育研修への支援 20回

(2) 啓発

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「社会の常識、ネットの常識」

(株)情報文化総合研究所代表取締役所長 佐藤 佳弘

人権啓発研修ハートフルセミナー

「なぜ私が？一生消えないネットの書き込み」

講師：佐藤 佳弘

((株) 情報文化総合研究所代表取締役、
武蔵野大学教授)

平成 29 年 8 月 20 日 (日)

参加者 61 人



講師派遣事業

インターネットをテーマとした研修：9回

受講者：283人



大型映画館でのスポットCM

テーマ：インターネットによる人権侵害

放映期間：平成 29 年 12 月 30 日～平成 30 年 1 月 26 日

放映回数：延べ 1,396 回

出前講座

インターネットの危険にさらされる可能性の高い若者を対象とした出前講座を実施した。(ソーレ主催)

- ・「メディアリテラシー～ケイタイ、スマホ、ゲーム、SNS 等の情報モラル教育について」(計 3 回開催) 参加者：359 人
- ・「ソーシャルネットワーキングサービスの危険性」 参加者：181 人
- ・「ネット依存と命、人との関わり」 参加者：29 人
- ・「子どもをネット中毒から守るために」 参加者：29 人

災害と人権

1 現状

本県では、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、平成 20 年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」※を制定しています。

現在、防災・減災に関するさまざまな施策を推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例なども教訓として、要配慮者への配慮や男女のニーズの違い等、男女双方の視点の留意などに関する取組をしています。

具体的には、地域防災計画に要配慮者等への配慮の必要性を記載するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定・見直しの支援、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインや避難所運営の手引きの改訂、避難所運営訓練の実施、心のケア体制の整備、福祉避難所の指定促進等の対策を推進しています。

このほかにも、社会福祉施設の防災対策や、災害時にボランティアを受け入れるための「災害ボランティアセンター」の体制づくりなどにも取り組んでおり、こうした施策が人権に配慮した人づくり・ものづくりになっています。

※ 平成 26 年 4 月条例一部改正により、現在は「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」と改められています。

2 課題

このようなハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進していくことが必要となっています。

また、防災分野における女性の参画や女性リーダーの育成が課題となっており、県における平成 28 年度からの新たな「こうち男女共同参画プラン」においても、防災分野における男女共同参画の推進は、重点的に取り組むべき項目として示されています。

3 相談件数・対応件数

平成 29 年度は、相談なし。

4 人権侵害の事例と対応

平成 29 年度は、把握する事例なし。

5 人権尊重への主な取組

災害時や災害後においても災害時要配慮者に対して人権に配慮した適切な対応が行えるよう、避難支援対策等の取組を推進しました。



災害時要配慮者の避難支援の手引き
(概要版) (平成 26 年 3 月)



福祉避難所運営訓練マニュアル
(平成 27 年 1 月)

要配慮者の避難支援対策

- ・「避難支援の手引き (平成 25 年度作成)」の活用周知
- ・「要配慮者避難支援対策事業費補助金」の制定 (平成 27 年度から)

在住外国人への防災・災害情報の提供

南海トラフ地震対策パンフレット (5 か国語)・携帯カード (6 か国語)・高知市津波ハザードマップ (3 か国語) の配布



上段左から英語、中国語 (簡体字)、韓国語
下段左 インドネシア語、ベトナム語

福祉避難所の整備促進

- ・福祉避難所指定数

平成 25 年 12 月末 20 市町村 93 施設 → 平成 30 年 3 月末 34 市町村 204 施設

- ・「福祉避難所指定促進等事業費補助金」の制定（平成 24 年度から）
- ・「福祉避難所運営訓練マニュアル」の作成（平成 26 年度）

災害救護救援研修会の実施

委託先：日本赤十字社高知県支部

参加者：地域住民、自主防災組織運営関係者、行政職員、赤十字奉仕団
開催日時、場所、参加者

【1回目】平成 30 年 2 月 3 日（土）13 時 30 分～16 時 30 分

安芸市（79 人）

【2回目】平成 30 年 2 月 4 日（日）14 時～17 時 高知市（148 人）

【3回目】平成 30 年 2 月 10 日（土）13 時 30 分～16 時 30 分

黒潮町（67 人）

合計 294 人

災害ボランティア活動支援（実施主体：高知県社会福祉協議会）

- ・災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議：平成 30 年 3 月 6 日（火）
- ・各種研修会の開催

運営基礎研修：平成 29 年 9 月 15 日（金）

中核スタッフ研修：平成 30 年 1 月 9 日（火）

被災者生活支援フォーラム：平成 29 年 9 月 1 日（金）

ブロック連携による災害ボランティアセンター運営訓練：

平成 29 年 8 月 17 日（木）

人権啓発研修ハートフルセミナー

「誰も排除されない災害への対応」

講師：田村 太郎

（一財）ダイバーシティ研究所
代表理事、復興庁推進参与

平成 30 年 2 月 25 日（日）

参加者 45 人

2018年
2.25 14:00~16:00
(受付13:30~)
高知県立人権啓発センター 6階ホール

被災の現場や被災への援助の裏面を、高齢者、障害者、外国人をはじめ、地域での排除や孤立、差別や困難者との関係性のしんどさなどで、社会的に不利な状況に立たされている人たちに、より大きな困難さが集中しています。
こうした現場への取組には、単なる「訓練」だけでなく、自らにける誰もが排除されないコミュニケーションづくりが大きな役割を果たします。
被災に際した対応が、人権の視点を持ち、多様な社会的マイノリティとの協働や、コミュニティづくりと連携して行われる第1歩を共に考えましょう。

参加費 無料

● 申込方法
郵送または「災害ボランティアセンター」に申し込んでください。
申し込みは「災害ボランティアセンター」に申し込んでください。
申し込みは「災害ボランティアセンター」に申し込んでください。

● 申込受付先
〒780-0821 高知県立人権啓発センター 6階ホール
〒780-0821 高知県立人権啓発センター 6階ホール

● お問い合わせ先
〒780-0821 高知県立人権啓発センター TEL: 088-821-4681 (定時対応)

講師 田村太郎氏
「誰も排除されない災害への対応」

高知県立人権啓発センター 高知県 高知市
〒780-0821 高知県立人権啓発センター 6階ホール

参加申込書
FAX 088-821-4440 申込 日 日
参加者 氏名 性別

その他の人権課題

I 刑を終えて出所した人

1 現状

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

2 課題

これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要ですが、これらの人々に対する偏見や差別意識の改善は極めて厳しい状況です。

3 相談件数・対応件数

平成 29 年度の地域生活定着支援センターでの依頼・相談件数は 60 件で、平成 25 年度の約 1.5 倍となっています。

保護観察所等からの依頼・相談件数（地域生活定着センター）

単位：件

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
受付件数	40	56	53	56	60

4 人権侵害の事例と対応

平成 29 年度は、把握する事例なし。

5 人権尊重への主な取組

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者が退所後直ちに必要な福祉サービス等を受けられることができるよう、その準備を矯正施設入所中から保護観察所と協働して進めるため設置している「高知県地域生活定着支援センター」（委託先：（社福）高知県社会福祉協議会）を通じて、矯正施設退所者の社会復帰を支援しました。

(支援の内容)

- 1 福祉サービスのニーズ確認
- 2 受入先施設等のあっせん
- 3 福祉サービス等に係る申請支援
- 4 受入施設等への助言
- 5 その他本人・関係者への相談対応・助言・支援

平成 29 年度対応状況

単位：人

対応内容	人数
コーディネート（特別・一般） ※ 特別：退所後の適当な帰住予定地が確保されていない者を対象に帰住予定地の確保も含めた生活環境の調整を行う ※ 一般：退所後の帰住地が確保されている者を対象に生活環境の調整を行う	22
フォローアップ	11
相談支援	27
合 計	60

研修会等の実施

- ・地域生活定着支援研修会

平成 30 年 3 月 6 日（火） 参加者 29 人

Ⅱ ハラスメント問題など

1 現状

職場におけるハラスメントについては、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるものです。

2 課題

各種ハラスメントの発生の原因や背景として、ハラスメント行為者に自身の言動や行為の内容について認識がないことや役割分担意識が依然として残っていること、妊娠や出産への理解がないことが挙げられます。今後、個々の認識及び役割分担意識を変えていくことが必要です。

3 相談件数・対応件数

高知労働局雇用環境・均等室への相談件数

単位：件

	25年度	26年度	27年度
職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等について	126 (90)	88 (60)	84 (60)
育児・介護休業等について	505 (100)	437 (133)	330 (73)

※（ ）内は、全相談件数のうち労働者からの相談件数
相談件数には、制度に対する問い合わせも含まれる

単位：件

	28年度	29年度
いじめ、嫌がらせ	353	412
セクシュアルハラスメント	25	23
マタニティハラスメント	31	24

※平成28年度から相談件数の計上方法について変更が行われた

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・労働者Aは、上司であるマネージャーから人格否定的いじめ・嫌がらせを受け続け、最終的に「仕事ができない」等の業務指示型の人権侵害により、労働者Aの意に反する退職に追い込まれたものである。

対応

- ・労働者Aの申し出により、高知労働局長の助言を実施し、事業所は当該事実を認め、再発防止と給与3月相当分の支払いにより解決した。

5 人権尊重への主な取組

- (1) 少子対策課の設置する「高知県少子化対策推進県民会議」や、高知労働局等と連携して「ワーク・ライフ・バランス」に関する以下の事業に取り組みした。

ワークライフバランス推進キャンペーン

(平成29年11月12日(日)～25日(土))

ワークライフバランス推進ポスターの作成、配布(1,500枚)

ワークライフバランス推進事業の周知・啓発(認証企業数:193社)

※平成30年3月末

- (2) 人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座

- ・「いろいろなハラスメントへの対応と最新情報」

講師：三木 啓子

(アトリエエム(株) 代表

取締役、産業カウンセラー)

日時：平成30年1月19日(金)

14時～16時

参加者：77人

平成年度人権啓発研修
ヒューマンパワー育成講座

いろいろなハラスメントへの対応と最新情報

2018年
1.19(金) 14:00～16:00
(受付13:30～)
高知県立人権啓発センター 6階ホール

講師 三木 啓子氏
アトリエエム株式会社代表取締役
産業カウンセラー

平成年1月に男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント措置を講ずることが事業主に義務付けられました。企業としては、様々なハラスメントの防止に向けた雇用環境づくりを進めていく必要があります。今回の講座ではハラスメント防止の専門家を講師に招き、実践的な対策を学ぶ機会とします。

●対象：企業、団体等の経営・人事・人権担当。
※本講座内容は学費のある研修です。
●お申し込み方法：郵送、FAXにて下記の参加申込書にご記入の上、お送りください。
メールお名前を「第2回ヒューマンパワー育成講座申込」とし、参加申込書と同じ内容を記載の上、送付してください。
●申込書材料：(印刷)高知県立人権啓発センター「第2回ヒューマンパワー育成講座」係
〒780-0907 高知県本町4丁目1-37
FAX 0898-821-4440 Eメール center@kochi-jinken.or.jp
●お問い合わせ先：(印刷)高知県立人権啓発センター TEL 0898-821-4681

参加費 無料

定員80名

主催 高知県立人権啓発センター／高知県

「平成29年度ヒューマンパワー育成講座」参加申込書

申し込み者 お名前 (代表者)				参加人数	人
所属または 住所					
ご連絡先 いづれか記入 ください	TEL () - () - ()	FAX () - () - ()			
	Email				

Ⅲ 性的指向・性同一性障害

1 現状

同性愛者や両性愛者などの少数派の性的指向の人や、また心の性と体の性が一致しない性同一性障害の人などの数は、企業等の調査によると、人口の約8%と算出されています。

この人たちが直面する問題に対して、地方自治体が同性パートナーの証明書を発行したり、企業や学校で、性的少数者の人権に配慮した取組を行うようになってきました。

2 課題

少数派の性的指向の人や性同一性障害の人などが周りの無理解や誤った認識により偏見の目で見られたり、不当な扱いをうけることがなくなるよう啓発等の取組を行っていく必要があります。

3 人権尊重への主な取組

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「隣にいるLGBTと共に」

弁護士 山下 敏雄

人権啓発研修ハートフルセミナー

上映会「彼らが本気で編むときは、」

上映日：平成29年10月22日（日）

参加者：135人

こうち男女共同参画センター「ソーレ」による事業

相談員スキルアップ研修

日時：平成29年6月10日（土）

テーマ：LGBT・性的少数者の理解と支援

－多様な性のあり方を尊重する－

講師：長澤 紀美子、高山 満里奈

参考：人権に関する相談窓口など

人権全般・同和問題・インターネットによる人権侵害

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
人権全般に関すること 同和問題に関すること インターネットによる人権侵害に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権 110 番」	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (年末年始(12月29日～1月3日)、祝日を除く)
	高知県文化生活スポーツ部人権課	088-823-9804	
	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	

女性

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
女性が抱える様々な問題 や配偶者などからの暴力 に関すること	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	電話相談 平日 9:00～22:00 (17:15～18:00 は除く) 土日祝 9:00～20:00 (12:00～12:50、17:30～17:40 は除く) ※年末年始を除く 来所相談 平日 (要予約) 9:00～17:15 (受付は 16:30 まで) 法律相談 毎月第2水曜日 (要予約) 14:00～16:00

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
女性の様々な悩みや日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9555	毎日 9:00～12:00、13:00～17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
男性の悩みや不安、ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9100	毎月第1・3火曜、第4水曜(要予約) 18:00～20:00
職場におけるセクシュアルハラスメント、育児・介護休業等に関すること	高知労働局雇用環境・均等室	088-885-6041	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
性犯罪被害、DV被害、ストーカー被害、被害者支援などに関する相談	高知県警察本部警務部県民支援相談課 女性被害相談電話 「レディースダイヤル 110 番」	088-873-0110	24 時間受付
女性の人権侵害に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810 (ナビダイヤル)	平日 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)

子ども

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめや不登校、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	088-833-2929	電話相談 月～金 9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く） 来所相談（要予約） 月～金、第2土曜日（8月を除く）9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く） Eメール相談 Kodomo24@kochinet.ed.jp 返信 月～金 9:00～17:00（祝日、休日、年末年始を除く）
		0120-0-78310	24時間子ども SOS ダイヤル（無料）
親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談	高知弁護士会「子どもの権利110番」	088-872-0324 （代表）	月～金 9:00～17:00（受付時間） （年末年始、祝日を除く、12:00～13:00を除く）
子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などに関すること	高知県中央児童相談所	088-866-6791	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く） 通告については24時間対応
	高知県幡多児童相談所	0880-37-3159	
子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待などに関する相談	子どもと家庭の110番	088-872-0099	9:00～18:00（年末年始を除く）

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	子どもの人権 110 番	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	088-825-0110 088-822-0809	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

高齢者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
高齢者や家族の日常生活のなかでの悩みごと、健康や介護の方法、福祉用具等の相談、法律相談	高齢者総合相談 (高知県高齢者・障害者権利擁護センター)	088-875-0110	一般相談 月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く) 内容: 生活・介護、福祉サービス等高齢者福祉全般 専門相談 法律相談(要予約) 毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く) 内容: 財産、相続・借地借家・成年後見等
在宅の要援護高齢者やその家族等からの在宅介護等に関する相談	市町村の地域包括支援センター		月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
認知症の人や知的・精神障害のある人など、自己決定能力に支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について (日常生活自立支援事業)	(社福)高知県社会福祉協議会	088-844-9007	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)

障害者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
認知症の人や知的・精神障害のある人など自己決定能力支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福)高知県社会福祉協議会	088-844-4600	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
障害者のある人やその家族が抱える人権などの問題に関すること	高知県高齢者・障害者権利擁護センター((社福)高知県社会福祉協議会障害者相談室)	088-850-7770	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) 上記の時間以外は、留守番電話で受付けています。
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	高知県精神保健福祉センター「心のテレ相談」	088-823-0600	月～金 13:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)
	高知県地域福祉部障害保健支援課	088-823-9633	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	県内各福祉保健所		月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	安芸福祉保健所（健康障害課 直通）	0887-34-3177	
	中央東福祉保健所（健康障害課 直通）	0887-53-3173	
	中央西福祉保健所（健康障害課 直通）	0889-22-1249	
	須崎福祉保健所（健康障害課 直通）	0889-42-1875	
	幡多福祉保健所（健康障害課 直通）	0880-34-5124	
	高知市保健所健康増進課	088-822-9114 088-823-9115	
	高知市福祉事務所障がい福祉課	088-823-9378	

H I V感染者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
エイズ患者・H I V感染者・その他感染症に関すること	高知県健康政策部 健康対策課（感染症担当）	088-823-9677	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	県内各福祉保健所		
	安芸福祉保健所（健康障害課 直通）	0887-34-3177	
	中央東福祉保健所（健康障害課 直通）	0887-52-4594	
	中央西福祉保健所（健康障害課 直通）	0889-22-1247	
	須崎福祉保健所（健康障害課 直通）	0889-42-1875	
	幡多福祉保健所（健康障害課 直通）	0880-34-5120	
	高知市保健所地域保健課	088-822-0577	

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
エイズに関すること	エイズ予防財団	0120-177-812 携帯電話からは 03-5259-1815	月～金 10:00～13:00 14:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)
	HIVと人権・情報センター東京支部	03-3292-9090	月～木 9:00～21:00 金曜日 9:00～18:00 祝日 14:00～17:00
	HIVと人権・情報センター中部支部	052-831-2228	水曜日 19:00～21:00
	HIVと人権・情報センター関西支部	06-6635-8332	金曜日 18:00～20:00
	高知県エイズ治療拠点病院 高知大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構高知病院 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 高知県立あき総合病院 高知県立幡多けんみん病院	088-866-5811 088-844-3111 088-837-3000 0887-34-3111 0880-66-2222	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
ハンセン病に関すること	高知県健康政策部 健康対策課 (難病担当)	088-823-9678	

外国人

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
外国人の人権・生活相談	(公財)高知県国際交流協会	088-875-0022	月～土 8:30～17:00 (祝日、休日、年末年始は除く ※8月の土曜日は 閉所) 予約制
外国語による人権相談	法務省人権擁護局 「外国語人権相談ダイヤル」	0570-090-911 (ナビダイヤル)	平日 9:00～17:00 (対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、 ポルトガル語、ベトナム語)

犯罪被害者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
犯罪被害に関すること	認定NPO法人こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金 10:00～16:00（年末年始、祝日除く）
	性暴力被害者サポートセンターこうち 専用相談電話 CORAL CALL	080-9833-3500	月～土 10:00～16:00（年末年始、祝日を除く）
	高知地方検察庁「被害者ホットライン」	088-872-9190	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	高知県警察本部警務部県民支援相談課 被害者支援室 「犯罪被害者ホットライン」	088-871-3110	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	日本司法支援センター法テラス 「犯罪被害者支援ダイヤル」	0570-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 （日曜祝日・年末年始除く）

災害と人権

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
災害時の人権への配慮に 関する研修などについて	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	